

昭和三十一年国家公安委員会規則第三号

現場写真の作成及び現場写真記録の取扱に
関する規則

現場写真の作成及び現場写真記録の取扱に
関する規則

(この規則の目的)

第一条 この規則は、現場写真の作成及び現場写真
記録の取扱に必要事項を定めることを
目的とする。

(用語の定義)

第二条 この規則において「現場写真」とは、犯
罪の現場において犯罪に係る人、物及び状
況を撮影した写真をいう。

2 この規則において「現場写真記録」とは、現
場写真を主とし、現場見取図写真、剖見写真、
鑑定写真等によつて作成する記録をいう。
(現場写真の作成)

第三条 警視庁、府県警察本部若しくは北海道警
察の方面本部の鑑識主務課(以下「府県鑑識
課」という。)又は警察署は、犯罪現場に臨場
したとき又は次項の規定による依頼を受けたと
きは、現場写真を作成しなければならない。た
だし、事件の性質により必要がないと認めると
きは、その作成を省略することができる。

2 関東管区警察局サイバー特別捜査隊は、犯罪
現場に臨場する場合において必要があると認め
るときは、関係都道府県警察の府県鑑識課又は
警察署に対して、現場写真の作成を依頼するこ
とができる。
(現場写真撮影上の留意事項)

第四条 現場写真は、証拠及び捜査資料に供しう
るよう、次の各号に掲げる事項に留意して撮影
しなければならない。
一 犯罪現場の撮影については、臨場したとき
の状態を第一にし、順次捜査の進行に従い行
うこと。

二 証拠物等の撮影については、その所在個所
及び状態が明らかに現われるように行うこ
と。この場合において、必要があるときは、
立会人又は立会人の署名した紙片等を入れて
撮影すること。

三 凶器、創傷、痕跡等の撮影について、必要
があるときは、その長さ、幅等を明らかにす
るために測定用方眼紙、巻尺等を配して行う
こと。

(現場写真記録の作成)

第五条 府県鑑識課又は警察署は、現場写真を作
成したときは、現場写真記録を作成しなければ

ならない。ただし、事件の性質により必要がな
いと認めるときは、その作成を省略すること
ができる。

2 現場写真記録は、次の各号に定める様式によ
り作成するものとする。

一 現場見取図写真については、別記様式第一号
二 現場見取図写真については、別記様式第
二号
三 現場写真、剖見写真、鑑定写真等について
は、別記様式第三号
四 補助用紙については、別記様式第四号

(現場写真記録の整理保管)

第六条 府県鑑識課又は警察署は、現場写真記録
を作成したときは、犯罪発生年月日又は犯罪発
覚年月日順に整理保管しておかなければなら
ない。
(現場写真記録の写の送付)

第七条 府県鑑識課又は警察署は、現場写真記録
のうち重要又は特異な事件に関するものにつ
いては、次の各号に定めるところにより速やかに
その写を送付しなければならない。
一 警察署にあつては、当該府県鑑識課
二 警視庁又は北海道警察本部の鑑識主務課に
あつては、警察庁犯罪鑑識官
三 府県警察本部の鑑識主務課にあつては、警
察庁犯罪鑑識官及び管区警察局長の鑑識主務課
四 北海道警察の方面本部の鑑識主務課にあつ
ては、警察庁犯罪鑑識官及び北海道警察本部
の鑑識主務課

(現場写真、記録処理簿の作成)

第八条 府県鑑識課及び警察署は、現場写真記録
処理簿を作成し、現場写真記録の作成、整理保
管及びその写の送付の状況を明らかにしておか
なければならない。
(北海道警察本部の所在地を包括する方面につ
いての特例)

第九条 北海道警察本部の所在地を包括する方面
については、北海道警察本部の鑑識主務課を府
県鑑識課とする。

附 則
(施行期日)

1 この規則は、昭和三十三年一月一日から施行
する。
(経過規定)

2 この規則施行の際現場写真記録作成規程(昭
和二十五年国家地方警察訓第三号)により作成
されている現場写真記録及び現場写真記録台帳

は、この規則により作成された現場写真記録及
び現場写真記録処理簿とみなす。

附 則 (昭和三十三年三月二十九日国家公安
委員会規則第二号)

この規則は、昭和三十三年四月一日から施行
する。

附 則 (平成元年七月三日国家公安委員
会規則第一〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年四月一日国家公安委
員会規則第七号) 抄

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年三月二日国家公安委
員会規則第一三三号) 抄
(施行期日)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行す
る。

別記様式第一号

昭和三十一年三月二十九日国家公安委員会規則第二号	
日	時
年 月 日	時 分
年 月 日	時 分
警察署	
現場	
場所	
内容	
備考	
作成 年 月 日 時 分	
検 査 員	
姓 名	
職 務	
印 章	
検 査 員	
姓 名	
職 務	
印 章	
検 査 員	
姓 名	
職 務	
印 章	

